

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和5年2月15日

国土交通省自動車局貨物課長 殿

照会者名 高橋 文章

住 所 神奈川県海老名市国分北1-7-27

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法 第2条、第35条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 私のお客様であるA社の事業内容

A社は、輸送用機械器具製造業であるB社の構内下請け事業として、B社構内においてB社が製造のため使用する各種部品の受け入れ・各製造ラインへの供給作業等を行っている会社である。

これらの部品の運搬は、通常フォークリフト、ターレットトラックで行っているところであるが、B社の工場は、公道を挟んで2か所あるため、工場間の移動時には、公道を横断する必要があるが、フォークリフト等では公道上を荷物を積載したまま走行することはできないことから、ターレットトラックを利用せざるを得ない状況である。しかしながら、それでは一度に大量の部品を積載できないこと、大型の部品搬入が困難等のことから、トラック（軽トラックや4トントラック等）に積み込んでの搬送が必要となる。また、搬送時（工場間の移動時）には、公道を横断するだけでなく、工場構内が安全確保の観点から、一方通行となっていることから、工場隣接（周囲）の公道を走行せざるを得ないものと思われる。

(2) 搬送費について

当該事業の売上げ対価としては、請負費等のほか、一部部品については「搬送費」として、ラインへの部品搬送費を受領しているが、当該搬送費には、フォークリフト、ターレットトラック等運搬手段の区分はもとより、走行（運搬）距離等の基準もない。

上記A社の部品搬送時においてトラックを使用する際の貨物自動車運送事業法第

2条及び第35条の許可を要するかについて、ご見解を賜りたい。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

A社は、輸送用機械製造業の構内下請け事業として、専らB社の構内においてのみ、B社の使用する各種部品の受け入れ及びこれらの部品の製造ラインへの供給作業を行っており、労災保険の適用上も、B社と同一の輸送用機械製造業として取り扱われているところである。部品の搬送は、フォークリフト、ターレットトラックで行っているが、工場が公道を挟んで2か所あることから、フォークリフトでは公道上を荷物を積載したまま走行することはできないことから、やむを得ずターレットトラックで運搬しているが、これでは大型部品の運搬や大量の運搬が困難であることから、やむを得ずトラックを使用することとするものであり、公道を通行する機会（時間）も、工場間の横断・移動等に限られ僅かであること。また、搬送費についても、その手段、距離等によって定められるものでもない。すなわち、A社の当該運搬行為は自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われるものであり、A社の主要業務に包摂しているものといえる。

以上に照らし、A社の部品の運搬については、貨物自動車運送事業法第2条、第35条の許可等を要しないものとする。

4 公表の延期の希望

希望する。

5 連絡先

電 話 : 046-234-9918

F A X 046-232-2411

メール bun@t-gm.net